

令和2年9月9日

保険医療機関の指定の取消及び保険医の登録の取消について

令和2年9月2日に開催された近畿地方社会保険医療協議会において、「保険医療機関の指定の取消及び保険医の登録の取消」が妥当との答申がありました。

これを受け、近畿厚生局長は次のとおり対応することを決定しましたので、お知らせします。

1 保険医療機関の指定の取消及び保険医の登録の取消

(1) 指定の取消となる保険医療機関

名称 のだ歯科
所在地 大阪府松原市上田1丁目4番9号
開設者 野田 和宏
指定取消年月日 令和2年9月16日

(2) 登録の取消となる保険医

氏名 野田 和宏 (のだ かずひろ) (51歳)
登録取消年月日 令和2年9月16日

2 監査を行うに至った経緯

匿名の者から近畿厚生局指導監査課に対し、付増請求、振替請求及び二重請求を行っているとの情報提供があり、個別指導を実施したところ、歯科技工指示書及び納品書にブリッジを製作したと記載されているにもかかわらず、レジン前装金属冠(単冠)で請求されている事例が認められ、また、有床義歯を装着している部位に、CAD/CAM冠を装着したとして診療報酬が請求されている事例等が認められたため、野田歯科医師にその理由を確認したところ、明確な回答がなかったことから、個別指導を中断した。

個別指導を再開し、これらの生じた疑義について野田歯科医師に確認したところ、診療の実態と異なる内容を診療録に記載し診療報酬を請求していたことを認めたことから、個別指導を中止し、平成30年5月から令和元年12月まで計23回の監査を実施した。

3 取消処分の主な理由

監査において判明した取消処分の理由となる主な事実は、以下のとおり。

(1) 実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して、診療報酬を不正に請求

していた。(付増請求)

(2) 実際に行った保険診療を保険点数の高い別の診療に振り替えて、診療報酬を不正に請求していた。(振替請求)

(3) 自費診療として患者から費用を受領しているにもかかわらず、同診療を保険診療したかのように装い、診療報酬を不正に請求していた。(二重請求)

4 不正・不当請求金額

監査において判明した不正・不当請求金額は、平成 26 年 9 月分から平成 29 年 7 月分までのレセプトのうち以下のとおり

・ 不正請求金額	18名分	156件	878,549円
・ 不当請求金額	14名分	50件	24,206円

なお、監査において判明した分以外についても、不正・不当請求のあったものについては、監査の日から 5 年前まで遡り保険者へ返還させることとしている。

5 再指定等

原則として、指定の取消の日及び登録の取消の日から 5 年間は、保険医療機関の再指定及び保険医の再登録は行わない。

(参考) 取消処分の根拠条文

- 保険医療機関の指定の取消
健康保険法第80条第 1 号、第 2 号及び第 3 号
- 保険医の登録の取消
健康保険法第81条第 1 号